

大船渡市簡易水道事業に関する市職員の逮捕事件に係る第2回公判の概要

時期：令和元年5月8日

場所：盛岡地方裁判所

(求 刑)

亘理 義政

懲役 1 年 6 か月

罰金 30 万円

(情状酌量を求める理由)

社会的制裁を受けていること
妻、監督のもと自立更生が見込まれること
懲戒処分を受ける予定であること

以上を考慮し“執行猶予”を求める

(判決時期)

令和元年5月30日 10時 判決予定